

非常時における臨時休業等の対応について

京都府立農芸高等学校

1 「京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京都・亀岡」のいずれかに特別警報が発令されたとき

◆登校前に発令されたとき

- (1) すべての教育活動は中止、自宅待機。
- (2) 特別警報が解除され、いずれか（大雨、大雪、洪水）の警報に切り替わった場合。
いずれかの警報が午前6時で発令中の場合、自宅待機を継続。
ただし、午前7時の時点で解除されているときは開校する。
- (3) 登校の途中で特別警報が発令されたことを知った場合は、速やかに帰宅もしくは緊急避難を行い、保護者・学校へ状況を連絡する。
- (4) 土曜、日曜、祝日等の休日における、実習及び部活動等の活動も同様とする。

◆登校後に発令されたとき

すべての教育活動を中止し、安全を確保、校内待機。
下校等については、保護者の迎えのある場合は引き渡し。
それ以外の場合、特別警報及び警報解除後、状況の確認を行った後下校。

2 「京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京都・亀岡」のいずれかに暴風警報が発令されたとき

- ◆台風の接近により、午前6時のNHK テレビまたはラジオのニュースで京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京都・亀岡のいずれかに暴風警報が発令されているときは休校とする。
ただし、午前7時の時点で解除されているときは開校する。

3 「京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京都・亀岡」のいずれかに暴風雪警報が発令されたとき

- ◆上記、暴風警報に準じる。

4 交通機関の事情による措置

午前6時のNHK テレビまたはラジオのニュースで、ストライキその他により交通機関が運休となっているときは、次のとおりとする。

ただし、この場合も、午前7時の時点で解除されているときは開校する。

- (1) 京阪京都交通八田線が運休のときは休校とする。
- (2) その他の交通機関が運休であっても、京阪京都交通が運行しているときは開校する。

5 その他

- ◆学校所在地（南丹市園部町）に避難勧告・避難指示が発令された場合は休校。
- ◆警報の有無に関わらず、居住地の事情（居住地の警報・特別警報、河川の増水・はん濫や道路の冠水、土砂災害などによる通行不能、公共交通機関の不通）については、状況を学校に報告し、安全確保をしながらうえで行動すること。
- ◆その他、校長の判断により休校とすることがある。